

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	谷口和男君		横山洋介君
	滝川美幸君		小澤重則君
	山本英俊君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	清水正二君		金丸寛君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	剣持豊彦君
福祉部長	齊藤一己君	子育て健康 部 長	長坂千恵子君
保険課長	島田伸君	環境課長	酒井厚志君
福祉課長	飯沼秀司君	長寿推進課長	相川泰史君
子育て支援 課 長	戸澤文香君	国民健康 保険税係長	有泉正恵君
国民健康保険 給付係長	藤田陽子君	高齢者医療・ 年金係長	八巻加奈君
生活環境係長	池田靖君	障がい者生活 支援係長	大木貴子君
保護支援係長	田邊誠君	介護保険係長	赤松圭君
児童係長	中込聡君	保育係長	小林悟君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

審査内容

1 条例審査

- 議案第45号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件
- 議案第43号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件
- 議案第52号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件
- 議案第44号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午後 1時23分

○書記（長田大地君） 大変お疲れさまでございます。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、本定例会におきまして委員会付託をされました議案の審査を行います。

初めに、委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、保坂委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 皆様、こんにちは。

午前中に引き続きまして、午後またちょっと長丁場になるかもしれませんが、できるだけスムーズに会議が進行できますようにご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会において委員会付託されました議案の審査を行います。

審査につきましては、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うために、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例審査を行います。

議案第45号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 改めましてこんにちは。午後の議案審査、よろしくお願いたします。

それでは、長寿推進課から議案第45号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

定例市議会議案は19、20ページになりますので、よろしくお願いたします。

提案理由でございますが、20ページになります。今回は2点ございます。

初めに、低所得者の経済的負担の緩和を図るため、介護保険料の軽減強化に関する介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が交付され、この4月1日から施行されていることに伴い、保険料率の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった者に対して、今年の2月1日から来年の3月31日までの納期における介護保険料が減免対象となることに伴い、対象要件の適用を拡大し、納期が経過した保険料に係る減免申請の規定について所要の改正を行うものでございます。

保険料の軽減措置に関する概要でございますが、今回の改正は昨年10月の消費税率10%の引き上げに伴い、第1号被保険者の低所得者層の保険料の引下げの拡大について、令和元年10月から令和2年3月までの半年間について、昨年の6月定例会において議決をいただき執行してまいりました。今回は、令和2年度1年間の保険料の引下げについて提案させていただくものです。

本市の介護保険料は、所得に応じて11段階に区分されておりますが、軽減の対象となる所得段階は、第1段階から第3段階までの3区分が対象となります。この軽減となる3段階の所得要件等でございますが、生活保護者や住民税が非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が各段階で決められた範囲となっております。

なお、今回の軽減対象となる者は、年度当初では5,421人が対象となりますが、今後本算

定の際は若干の変動があるものと思われま

それでは、改正案について、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

定例市議会資料15、16ページをお願いいたします。

左側の新しい欄をお願いいたします。

第2条第1項は、平成32年度を令和2年度に改正するものでございます。

次に、第2条第2項は、所得段階の第1段階に該当します。改正箇所は、下線部の軽減対象年度を令和元年度及び令和2年度と規定している部分を、令和2年度に改正するものです。この年度改正につきましては、以降の第3項及び第4項も同様となっております。また、保険料を2万3,400円から1万8,720円に改正します。

次に、第3項ですが、所得段階の第2段階に該当します。これまで第2段階に該当する者の保険料は、3万9,000円に規定していましたが、今回3万1,200円に改正します。

次に、第4項ですが、所得段階の第3段階に該当します。これまで第3段階に該当する者の保険料は4万5,240円に規定してありましたが、今回4万3,680円に改正するものでございます。

昨年度は年度途中、半年経過後の改正のため、国が定める令和2年度の減額幅の2分の1の引下げにありましたが、今年度は1年間の保険料の軽減を行うものとなります。

次に、保険料の減免についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する改正について、資料16ページにより説明をさせていただきます。

まず、附則の12です。

附則の12に追加する内容ですが、本市の介護保険料条例第11条第1項に、介護保険料の減免に関する規定があります。具体的には、第1号被保険者または世帯の生計を維持する者が、災害などにより住宅等の財産が著しい損害を受けた場合や、死亡、長期入院、失業などによる著しい収入の減少が生じた場合は、保険料の減免が受けられます。

今回、新型コロナウイルスに感染し、(1)にあります生計維持者の死亡や、重篤な傷病を負った場合、(2)の17ページになりますが、ア、イに規定した収入の減少となった場合は、条例第11条1項の規定をみなすものとして、取り扱うことを規定したものでございます。

なお、適用となる保険料は、本年2月1日から来年3月31日までに納期を迎える保険料が対象となり、具体的には令和元年度の第6期分と令和2年度分の6回の納期分が対象とな

ります。

次に、附則の13です。介護保険料第11条第2項に、介護保険料の減免を受ける際の申請に関する規定があります。減免を受ける場合、普通徴収の場合は納期限の7日前までに、特別徴収の場合は年金支払い月の前々月の15時までに必要書類を市に提出しなければならないと規定されております。今回新型コロナウイルス感染症の影響で減免を申請する場合は、条例に規定した期日までの申請でなくても、申請書を提出することができることを規定するものでございます。

議案のほうの20ページをお願いいたします。

中段の附則でございませう。

附則の1として、この改正条例は公布の日から施行し、先ほど説明しました附則の12、13の規定につきましては、本年2月1日に遡って適用します。

次に、附則の2です。改正条例第1条により説明しました介護保険料の軽減措置につきましては、本年4月1日から適用するものでございませう。

以上、2点が今回の改正内容でございませう。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） こういう減免等を行って、保険料収入減ると思うんですけども、その減った分の収入というのはどこから出てくるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 減免をして、保険料が減った面につきましては、国からの特別交付金の中での補填という形になります。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 臨時の交付金ありましたよね。甲斐市だと2億5,000万円くらいになるのかな。それとはまた別の特別交付金になるわけですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それは多分、一般会計のほうでの話だと思いますので、これは介護保険特別会計のほうでこれに限っての交付金という形で補填とされます。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 附則の13なんですけれども、申請期限のことなんですけれども、払っている途中でやっぱりちょっと厳しいということで、申請を新たにすることというのは可能なんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） はい。例えばすぐに6期分を払って、もう4月で今年度の1期分とか支払って、ただ、今こういう状況ですと、収入の減少が見込めない場合については、当然払ったものも含めた中で減免申請はできるものと思います。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） そうすると、払った分は還付という形になるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） はい。そのとおり、還付になります。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第45号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第45号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第43号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

市民部保険課より、議案第43号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議会議案15ページ、16ページになります。

初めに、16ページをお願いします。

下の提案理由でございますが、国民健康保険加入者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または疑われたことにより休業した場合において、傷病手当金を支給し、休みやすい環境を整備することでさらなる感染拡大を防止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

次に、改正の概要であります。市議会資料の9ページ、新旧対照表をお開きください。

甲斐市国民健康保険条例附則に6つの項を加えます。

その概要でございますが、第5項には対象者としまして、国民健康保険の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したもの。または、発熱等の症状があり感染が疑われるもの。支給要件として、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間。

次に、第6項には、1日当たりの支給額としまして、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を、就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額。

第7項には、支給期間として、支給を始めた日から1年6か月を超えない期間。

第8、第9項には、傷病手当金と事業主から支給された給与等との差額の調整について定

めております。

恐れ入りますが、議案の16ページに戻っていただきまして、真ん中の附則になります。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

次に、議会資料12ページをお願いいたします。

本条例の一部改正に伴う甲斐市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）になります。

附則に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間として、第3項甲斐市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年甲斐市条例第5号）、附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とするを加えるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、この傷病手当を、基本ルールで受けられない方というのは、どういう方ですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 国民健康保険に加入している方で、給与所得者ではない方になります、概要になりますと。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） そういう受けられない方というのは、今回こういうコロナ対策で対象にはなっていないわけじゃないですか。そうしたときに、ほかで、ちょっとこれとは離れてしまうかもしれないんですけども、ほかにこういう対策費として検討はされているんですか。

○委員長（保坂芳子君） 藤田係長。

○国民健康保険給付係長（藤田陽子君） 甲斐市の国保のほうで該当にならなかった場合については、山梨県の制度になるかとは思いますが、感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金の対象になるかと思われます。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第43号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

次に、議案第52号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 引き続き、議案第52号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきまして保険課よりご説明いたします。

議案及び議会資料は別冊となりますのでお願いいたします。

それでは、別冊議案2ページをお願いいたします。

初めに提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の通知に伴い、国民健康保険税の減免制度について所要の改正をする必要がある。これが、この条例を提出する理由であります。

次に、改正の概要につきまして、別冊議会資料1ページをお開きください。

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の概要（議案第52号）関係により説明をいたします。

1、対象世帯であります。①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。この世帯につきましては、全額免除となります。

②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入、以下事業収入等が、前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯。この世帯は減免となります。

2、減免の要件であります。次の①、②、③全てに該当する世帯となります。

世帯の主たる生計維持者について。

①事業収入額のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であることであります。

次に、3、国民健康保険税減免額であります。①計算式につきましては、減免額イコール①対象保険税額掛ける②減免額又は免除の割合になります。

①対象保険税額イコールA掛けるB割るC。Aは、世帯の被保険者全員の保険税額。Bは、主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額。Cは、世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額であります。

②減免または免除の割合につきましては、前年の合計所得金額によるものでありまして、300万円以下の方は全部で10分の10、400万円以下10分の8、550万円以下10分の6、750万円以下10分の4、1,000万円以下10分の2となります。

次に、②対象となる保険税であります。令和元年度分及び令和2年度の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間の納期限が設定されているものであります。

4、国の財政支援であります。令和元年度分の保険税で令和2年2月1日以後に納期限がある保険税及び令和2年度分の保険税で、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

の間に納期限のある保険税の減免を行った場合は、国の財政支援の対象となります。

国民健康保険税条例改正箇所につきましては、附則第23項及び第24項の2項を加えるものであります。

施行につきましては、公布の日からになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ちょっと教えていただきたいんですけども、今、国では持続化給付金ありますね。それなんかやはり個人事業主を対象としていることがあるので、そういう個人事業主の方は、そういう国に対する持続化給付金ですか、そちら等を申請してもこちらも同じように申請ができるという考え方でいいのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） そちらのほうの商工のほうでやっている持続化補助金とは別に、こちらのほうは国保としての減免が対象となります。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 例えば、会社に属する方が会社等が倒産したりとか、そういったいろいろな、様々な理由で国保に加入に切り替わったときというのは、これはどう該当してくるかというのが、何とかこれだと読みづらいところもあるんですけども、そういった場合ってどういうふうに対応をするんですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 基本的には、先ほどの計算式に当てはめまして、継続した3か月の給与収入が今見込みがどのくらい減っているか。今言った10分の3以上減っていれば該当になるわけなので、その計算式を見込んで当てはめて、その減免を対象にしたいと考えているんですけども、例えば具体的に今の分かりづらいということで、ちょっと例を持ってきたんですが、そちらのほうをお話しさせていただけますと、例えば減免額なんですけれども、例えば独り世帯で所得が300万円の方の場合、本市の税率で言った場合、保険税額が36万2,000円になるわけなのですが、それが減免後はゼロ円というような形になります。

あと、2人世帯で世帯主の所得が同じく300万円で、なおかつ奥様が50万円あった場合に

については、その世帯の合計所得は350万円ということになるんですが、その保険税額はその税率で42万2,000円というような税額になりますけれども、それが約7割減額されて、納税額が13万3,000円というような、そういったような減額となっております。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 例えば、さっき言ったサラリーマンの方だと、自己都合ではないので、失業手当もらっていますよね。倒産等で会社がといたときに、そういうものも含まれた収入になるのか、そういうものはまるっきり入らなくて、ただ単純に普通に労働による賃金を対象にしている金額なのか。どうなのか。

○委員長（保坂芳子君） 有泉係長。

○国民健康保険税係長（有泉正恵君） お答えいたします。

失業手当につきましては、収入の中を含めません。今回、国のほうから出ている特別定額給付金などについても収入としては含めません。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤 毅君） これの周知の仕方なんですけれども、国保加入者には皆さんにはこういった内容というものを通知するような形ですか。

○委員長（保坂芳子君） 有泉係長。

○国民健康保険税係長（有泉正恵君） 7月に、国民健康保険税の本算定の納税通知書を被保険者の皆さんにはお配りしますけれども、その中に通知として入れさせていただくほかに、市のホームページのほうでも周知をさせていただきます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか、質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ありませんか。ないようですね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第52号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第52号を終わります。

次に、議案第44号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 続きまして、議案第44号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案の17ページをお願いします。

初めに、下にあります提案理由でございますが、山梨県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第5号）が令和2年5月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。

次に、改正の内容につきましては、真ん中の行になりますが、第2条第5号を第6号とし、第4号の次に第5号傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ありませんね。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第44号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第44号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

初めに、議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

初めに、保険課より3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 引き続き、よろしく願いいたします。

令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の保険課補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、4後期高齢者医療特別会計繰出金59万

4,000円の増額につきましては、後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入に伴う事務費分を後期高齢者医療特別会計に計上することによるものでございます。

詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計におきましてご説明いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで保険課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページから13ページになります。

初めに、10ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

11ページの説明欄を御覧ください。

10児童福祉諸費873万8,000円の補正であります。国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として保育所等における感染予防のための消毒液、空気清浄機等の備品などの購入経

費を補助するもので、令和元年度からの継続事業となります。

財源内訳ですが、保育対策総合支援事業費補助金としまして、10分の10国費負担となっております。

次に、10ページ、3目母子福祉費になります。

11ページをお願いいたします。

01ひとり親福祉事業1,910万円の補正であります。本市の安心甲斐・市民支援事業の一環としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております独り親家庭への市独自の経済的支援策といたしまして、児童扶養手当受給世帯に対し特別給付金を支給するものです。対象世帯は630世帯、対象児童数は950人を見込んでおります。

1,910万円の内訳は、郵送代の事務費としまして10万円、また、対象児童1人当たり2万円の給付金1,900万円となります。財源は全て一般財源となります。

次に、12ページをお願いいたします。

4目保育所費になります。こちらは、5月の臨時議会で補正をさせていただきました新型コロナウイルス感染拡大に対します甲斐市独自の経済支援策としまして、令和2年4月から7月分の保育料及び副食費の無料化としたところですが、さらに2か月延長し、9月分までの無料化を実施することに伴います財源構成と公立保育園以外の園に対します保育料減額分を市が補助するものであります。

13ページをお願いいたします。

まず、01保育園関係職員費ですが、保育料減額による財源内訳更正になります。保育料現年度分690万円の減額に対し、一般財源が増額されるものです。

次に、10市内保育所事業324万9,000円の増額補正になります。これは、市内私立保育園と指定管理であります竜王西保育園の保育料の減額に伴います財源更正及び自園で徴収しております副食費に対し、市が補助をするものであります。

次の11広域保育事業71万1,000円の増額補正になりますが、これも先ほどと同様の内容となり、保育料の減額に伴います財源構成と副食費分の増額補正になります。

次の13認定こども園等事業2,074万2,000円の増額補正になります。こちらも先ほどと同様の内容になりますが、認定こども園につきましては、保育料及び副食費とも自園で徴収しておりますので、両方の補助額としての計上分となります。

次の20竜王北保育園から27の双葉西保育園までになりますが、副食費分が減額となり、一般財源が増額となります。財源内訳更正と、また、国の新型コロナウイルス感染症対策の

一環としまして、保育所等における感染予防のための消毒液、空気清浄機等の備品などの購入経費を補助するものであります。財源内訳ですが、保育対策総合支援事業費補助金としまして、10分の10国費負担となっております。

続きまして、12ページ、5目児童館費になります。

13ページをお願いいたします。

11放課後児童健全育成事業になりますが、これは保育料等の無料化と同様、新型コロナウイルス感染拡大に伴います甲斐市独自の経済支援策としまして、小学校が休業中の令和2年4月、5月分の放課後児童クラブ利用料を無料化とすることにより財源内訳更正となります。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） これらの補正予算なんですけれども、副食費の減免ということで9月までやりましたよね。その予算というのはこれに含まれるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） そのとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、環境課より4款衛生費、3項清掃費について説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。

環境課ですがよろしくお願いいたします。

環境課が所管いたします令和2年度一般会計予算における6月補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては26、27ページの上段になります。

補正予算説明書につきましては、12ページから15ページになります。

それでは、補正予算説明書によりご説明させていただきますので、補正予算説明書12ページの下段を御覧ください。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費につきまして、補正前の金額が10億8,021万1,000円に対し371万円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を10億8,392万1,000円とするものでございます。財源は、全て一般財源であります。

内容につきましては、15ページ上段にあります、剪定枝粉碎処理事業に伴う備品購入費であります。この事業は、市民から持ち込まれる庭木や果樹など剪定した枝をチップ化し、希望者に配布するため、粉碎処理機を西八幡管理地に2台、敷島休養村センターに1台配備しているところでございます。しかし、敷島休養村センターで使用している粉碎処理機が故障により現在使えない状態にあります。この機械は、平成12年式のもので、既に生産が中止されており、部品等についても既にないため、新たに機械を1台購入する費用として増額をお願いするものでございます。

以上、環境課に係る一般会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、前使っていた粉碎機ですけれども、昔だったらそのまま処分という形だと思うんですけれども、今はこれ処分費がかかるのか、それとも鉄くずなの

で逆に売却できるのか、そういった方向というのか、処分の方法というのはどういうふうになりますか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 無償引取りをしていただけるということで、無償で引き取っていただきます。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ちょっと細かいことを言ってもあれなんですけれども、恐らく今は有償、どちらかというところのほうに収益として入ってくる、故障していても。そういう可能性もあるんですけれども、そういったことは特に業者さんとの話はしていないですか。

○委員長（保坂芳子君） 池田係長。

○生活環境係長（池田 靖君） お答えいたします。

こちらの機械が、先ほど説明したように平成12年式とかなり年数が古く、また、今回故障した箇所も修繕をしないで買換えという形の中で、もう少し使える状態のものであれば若干有償というのも考えられるんですが、こちらで本来逆有償なものを何とか無償にて引き取っていただきたいという交渉の上でのお答えとなります。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで環境課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

飯沼福祉課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から今回の補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、29生活困窮者自立支援事業におきまして936万円の増額補正をお願いするもので、財源は国庫支出金といたしまして生活困窮者自立支援事業費負担金、それ以外は一般財源となります。

内容といたしましては、市は生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会に委託をし、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして実施をしておりますが、この事業の中の一つに、住居確保給付金の支給がございます。

この住居確保給付金の支給の目的は、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人または失うおそれのある人に対して、家賃相当額を支給するとともに、就労支援員による支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うこととあります。また、この給付金の金額につきましては、世帯の人数により支給できる1月分の基準額、上限額が定められておりまして、単身世帯は3万円、2人世帯は3万6,000円、3人以上の世帯は3万9,000円となっております。また、1つの申請に対しまして原則3か月間給付金が支給されます。

これまでは、廃業や離職により仕事を失った人が対象でありましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえまして、国では失業した人と同じ程度に収入が落ち込んだ人やフリーランスにも対象を広げております。この結果、昨年度は支給実績がありませんでしたが、この対象者の拡大によりまして、3月以降、既に27件の申請を受け付けておりまして、今後も対象者の増加が予想されることから、19節扶助費936万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、増額の内訳につきましては、3人以上の世帯の基準額、上限額の3万9,000円の3か月分11万7,000円を積算単価とし、これの80世帯分を増額分として予算計上しております。

福祉課の補正予算の説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 質問なんですけれども、家賃が3人世帯で3万9,000円ですか、それで3万9,000円以内の家賃のところであればいけないのか、あるいは5万円とかそういう家賃の家に入っているところでも、3万9,000円分を補助していただけるのか。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

例えば、現在3人世帯で5万円のアパートに住んでいる方が、申請に上がった場合には上限額の3万9,000円となります。また、反対に3万円のアパートであれば3万円の支給となります。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 引き続きよろしくお願いたします。

長寿推進課関係の一般会計の補正予算に説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄の16、介護保険特別会計繰出金70万円につきましては、介護保険料のコンビニエンスストアにおける収納業務の導入に伴う事務費に対する介護保険特別会計への繰出金になります。

なお、詳細につきましては介護保険特別会計補正予算の審議の際説明させていただきます。

以上、一般会計の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了します。

一般会計の全ての審査が終了しましたので、討論、採決をします。

これより、本委員会に付託されました議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

引き続き、議案第50号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。

議案第50号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億5,189万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、介護保険料の普通徴収、自主納付に関し、新たにコンビニエンスストアにおける納付を可能にするための経費に伴う補正予算をお願いするものでございます。詳しくは補正予算説明書の48、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額70万円につきましての事務費等の繰入金は、今回のコンビニエンス収納の導入に伴う一般会計からの事務費の繰入金になります。

50、51ページをお願いいたします。

続いて、歳出について説明します。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、ナンバー01、賦課徴収費、補正額70万円につきましては、コンビニエンス収納の導入に伴う、帳票等のテスト印刷にかかる費用になります。なお、システム改修に伴う費用につきましては、総務課において当初予算に計上しております、システム改修費において対応いたします。

以上、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑がございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第50号の質疑を終了します。

これより議案第50号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、
討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第50号について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第50号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、議案第48号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を
議題とします。

説明、質疑は、歳入、歳出一括で行います。

まず、当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 議案第48号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

議案の29ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ381万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億7,582万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書28、29ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目2節保険給付費等交付金特別交付分381万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に伴い、傷病手当金を支給した市町村に対する特例的な財政支援としての交付金の増額補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

30、31ページをお願いいたします。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金381万4,000円は、先ほど歳入で説明いたしました国民健康保険加入者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または疑われたことにより休業した場合において支給いたします傷病手当金でございまして、財源は県支出金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第48号の質疑を終了いたします。

これより議案第48号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第48号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第48号を終わります。

引き続き、議案第49号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明、質疑は、歳入、歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 引き続き、保険課より議案第49号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（1号）につきまして、ご説明いたします。

議案の35ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,455万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書38、39ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金59万4,000円の増額は、後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入に伴う事務費繰入金の増額補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

40ページ、41ページをお願いいたします。

1款総務費、2項1目徴収費、10節需用費、01徴収費は、歳入で説明いたしました後期高齢者医療保険料、コンビニ収納の導入に伴う事務費でございます。財源は一般会計からの事務費繰入金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第49号の質疑を終了します。

これより議案第49号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第49号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第49号を終わります。

以上で補正予算審査を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。委員におかれましては、慎重審議、大変にご苦労さまでした。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時35分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、その他を行います。

初めに、子育て支援課から報告がありますので、説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から竜王東保育園で起きました園児の事故について報告をさせていただきます。

概要につきましては、既に議員の皆様方にはファクスにて報告をさせていただいておりますが、改めまして、その後の経過も併せて報告をいたします。

5月26日月曜日に、竜王東保育園1階保育室で、1歳児の女児がベビーベッドの柵を乗り越え、床に転落をいたしました。その際、顔を床に打ちつけたため、下前歯2本が脱臼する事故となりました。園では、保護者に連絡を取るとともに、園医であります保坂歯科にすぐ連れて行き、母親とも合流をし、診察を受け、母親合意の下で乳歯2本を抜歯をいたしました。

事故発生の翌日27日には、保育園側でご両親に対し状況説明を行い、その後母親から子育て支援課に保険賠償について話をしたいとの申出がありました。

6月3日水曜日に、子育て支援課とご両親とで話し合いを持ち、市としましては今回の事故におけます治療費は、日本スポーツ振興センターで対応をし、損害賠償部分の上乗せ保険については、全国市長会の学校災害賠償補償保険の該当となる場合もあることを伝えました。

しかし、ご両親から保険で見られない部分の損害賠償について要望が出されたため、今後の市の対応について、6月9日火曜日に、市町村会の顧問弁護士に相談をしました。

弁護士の見解は、現時点での慰謝料的なものの支払いは、今回の事例では一般的にはできないが、市が加入をしている学校災害賠償保険で賠償ができないか、保険会社と協議するよりにとのことでした。

保険会社との協議につきましては、現在報告書を提出し、今後賠償について話し合いを行ってまいりたいと考えております。

市では事故が発生した当日、保育園の安全対策を講じ、併せて市内全ての保育園に注意喚起を行いました。さらに、園長会議を6月4日木曜日に開きまして、各保育園の安全管理の

徹底を図ったところでは。

なお、園児の様子ですが、毎日保育園に登園しており、食事についても食材を細くしながら上手に食べられているとのこと。今回事故が起きてしまったことで、園児やその保護者に対しまして、深くおわびを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 1歳児ということで、お昼寝中ってことでしょうか。その場合にベッドはサークルがついていると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 事故が起きた時間帯は、3時半頃のちょうどお帰りのお時間になっていまして、その際に、もう園児自体は17名ぐらいしか、ゼロ歳児、1歳児の部屋にはいなかったんですけれども、ベビーベッドには柵がありまして、その1か所のところに、横にバーがあります。その横のところに、園児がよじ登って、ちょっと先生たちが目を離した隙に落ちてしまったという状況でございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 親御さんと今後どういうふうな感じなんでしょうか。それとも、状況的にどういう状況なのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保護者の方につきましては、保険については先ほども申し上げたとおり、スポーツ振興保険のほうで1割プラスした形での保険のほうの支払いをさせていただきます。

ただ、弁護士の方でも言われましたけれども、今後うちは学校災害保障保険のほうで保険会社と協議をした中で賠償保険として見るかどうかの協議をさせていただいた中、保護者にも納得していただくように、ご理解した中、説明をしていくんですが、ただ納得がいかない場合にはまたどうなるかということで、保護者の方とは協議を重ねていきたいと思っております。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 今後、歯が生えてくるかどうかということだと思っただけですけども、そこはどうですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） そのときに対応してくださいました保坂歯科の先生の話によりますと、乳歯ということもありますので、抜歯をした後、永久歯のほうは生えてくるのではないかと思われるということでした。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 要は、だろうという話なので、そのときにもし生えてこなかったことについて、多分ご両親はすごく心配されていると思うんですよ。一生にわたることですから。

だから、そのときにまた再度、話を丁寧に対応していかないとならないなと思っているんですけども、そういった面も含めてやはりご両親に安心していただくということが大切だと思うので、丁寧に対応していただければと思います。要望で結構です。

○委員長（保坂芳子君） 要望でよろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今の件ですけども、やはり乳歯はいずれ抜けるからという考え方もあるかもしれないんですけども、乳歯っていうのは割と早く歯医者さんで昔取っちゃったときに、永久歯が生えてくるのがちょっと遅くなるっていうことがあるんですね。

そういったときに、今の若い親御さんたちというのは非常に歯の矯正をなさる。そういうときにやはりそのお子さんが歯並びとかに影響が出るといったときに、恐らく歯の矯正までという心配をお母さんたちはなさるかもしれないんですね。だからそういうことも含めてしっかりと対応してあげていただきたい。特に女の子だと神経質になるかもしれませんのでね。その辺の先まで見込んで、やはりこちらのミスですから、ぜひお願いしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（保坂芳子君） 要望でよろしいですか。じゃ、要望ということですよ。よろしく願いします。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○副委員長（伊藤 毅君） ベビーベッドの件なんですけれども、当然手すりは、ばちゃんと

上がっていたと思うんですけども、その間に横棒があるというのは、初めからその横棒があるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） ベビーベッドの作りとしましては、4か所柵があるんですけども、1か所だけはちょっと下に降ろして子どもを抱きあげる用の横棒というか、バーが付いておまして、その部分までは柵を下げられるような状況になっております。ですので、ベビーベッドはうちの公立保育園はじめ、どのベビーベッドもそうだと思いますけれども、横棒が付いている形にはなっていると思います。ただ、その危険性を考えた中で、早めの対応をしておく必要があったのではないかと考えておりますので、それについては安全対応策のほうを考えていきたいと思っております。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤委員。

○副委員長（伊藤 毅君） じゃ、柵が下がっちゃった状態じゃなくて、上がっているにも関わらず登っちゃったということですか。分かりました。

通常だとやっぱり手すり、安全柵というのは、途中で横棒があるっていうのはあんまりあり得ないと思うんですよね。足がかりがあって、手すりの意味がなくなるというのは言うんですけども、その辺もチェックのほうをよろしくお願いします。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありますか、質疑は。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。いかがですか。ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑がないようですので、なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、子育て支援課の報告を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、福祉課から報告がありますので、説明を求めます。

齊藤福祉部長。

○福祉部長（齊藤一己君） 大変お疲れのところ、お時間を取っていただきまして誠にありがとうございます。

それでは、先週12日金曜日に、福祉部福祉課から全議員の皆様へ「国庫支出金の支出、法定受託事務に係る山梨県の報道発表の内容について」と表したファクスを送信させていただきました件につきまして、ご報告をさせていただきます。

詳細な内容につきましては、福祉課長からご報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼福祉課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） それでは説明させていただきます。

本日お手元に配付させていただきましたこのA4の資料、6月13日土曜日の新聞記事で説明をさせていただきます。

見出しは「県国への補助金怠る 1億6,000万円受け取れず」ということですが、その内容につきましては、記事の2段目を御覧ください。

受け取れなかったのは、障がい者施設整備に対する補助金、20歳以上の在宅障がい者に対する給付金の負担金、県や市町村が行う事務処理経費とあり、金額の内訳は県が1億3,737万7,410円、甲府市が2,912万2,000円、都留市が4万410円、甲斐市は24万8,067円とあります。

この甲斐市の24万8,067円は、県や市町村が行う事務処理経費のうちの特別児童扶養手当事務取扱交付金でございます。

まず、特別児童扶養手当についてご説明を申し上げます。

国は、20歳未満の障がい児を養育する父母または養育者に対しまして、特別児童扶養手当を支給をしております。本市では、昨年度132人の方が受給をしておりますが、この手当は市町村を通さず県から受給者の指定口座に振り込まれ、補助率は10分の10で全額国の負担となります。

次に、特別児童扶養手当事務取扱金交付金についてでございますが、この特別児童扶養手当の申請手続に係る事務は、法定受託事務といたしまして、市町村が受付窓口となっていることから、県及び市町村に対しましては、毎年国から特別児童扶養手当事務取扱交付金が交

付されております。

本来であれば、年度末に市町村から県へ事務取扱実績報告書等を提出することにより、交付金が県から市町村へ出納整理期間内5月31日までに送金されることとなります。県の担当者によりますと、今回は県が国に一括して、県内市町村の特別児童扶養手当事務取扱交付金を請求する際、甲斐市分をリストから漏らしてしまったことが原因で、甲斐市のみ、交付されるべきこの交付金が交付されなかったということでございます。

また、甲斐市以外の県、甲府市、都留市につきましては、新聞記事の障がい者施設整備に対する補助金、20歳以上の在宅障がい者に対する給付金の負担金、県や市町村が行う事務処理経費のいずれかに該当すると思われませんが、県では個々の事案については説明できないということですのでご了承いただきたいと思えます。

なお、今回交付されなかった24万8,067円につきましては、令和2年度予算において対応できるよう、県と国で協議中とのことでございますので、その状況が判明したところで改めて厚生環境常任委員会でご報告させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、福祉課の報告を終わります。

次に、委員よりその他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 事務局何かありますか。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時51分